

本号で公布された条例のあらまし

医療法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例二十一号）（医療整備課）

一 趣旨

介護療養病床の廃止に伴い、療養病床を有する病院等の従業者の基準等の特例措置を廃止するとともに、医療法施行規則の一部改正に伴い、病院の従業者の基準を改定するための改正

二 内容

- (一) 療養病床を有する病院等の従業者の基準の特例措置の廃止
- (二) 療養病床を介護老人保健施設等へ転換した場合の病床数算定に係る特例措置の廃止
- (三) 医療法施行規則の一部改正に伴う病院の従業者の基準の改定

三 施行期日

令和六年四月一日